

千葉県小中体連剣道専門部 申し合わせ事項

【日常の指導に関わる事項】

1 礼法・マナーの徹底

(1) 団体試合の礼

- 団体戦の整列の場合、両チームの間合いが近すぎることもあるので留意する。審判員に対しての礼は行わない。

(2) 試合開始時

- 試合者は立礼の位置に進み、提げ刀の姿勢で相互の礼を行い帯刀し、右足から3歩進んで開始線で竹刀を抜き合わせつつ(抜きながら) 蹲踞する。

(3) 試合終了時

- 試合者は蹲踞して納刀した後、右手は大腿の付け根の上に置き立ち上がる。帯刀姿勢で立礼の位置まで左足から5歩後退し、提げ刀の姿勢となり相互の礼を行う。その後、試合場から出るまでは相手に背を向けない。

(4) チームの入れ替え

- ① 先鋒戦の開始は、選手全員が座るのを待たず、監督が座った時点で開始する。
- ② 次の試合の学校は、前試合が終了後、前試合の選手が整列すると同時に整列をする。その際に面・小手・竹刀は次の試合の待機場所に置いたままにし、礼が終わったあと、面・小手・竹刀を移動させる。

2 防具の着装の徹底および望ましい服装

(1) 剣道具は試合中、乱れないように堅固に着装する。

(2) 面紐の長さは、結び目から40cm以内とする。物見の後ろで面紐を結ぶ。手ぬぐいやあご当てなどは、外部にはみ出さないようにする。

(3) 小手紐が垂れ下がらないようにする。また、手の内の皮が破れて指が露出してしまふものや手の甲が破れて芯材がはみ出ているものは使用しない。

(4) 面紐・胴紐は紺色、白色とする。

【剣道試合・審判規則に関わる事項】

1 足袋、サポーター、テーピングについて

(1) 医療上必要と認められた場合に限り使用を認める。使用する場合は、所定の届け出用紙に記入の上、監督はサポーターなどを使用する選手を連れて、審判副主任に届け出をし許可を得る。

(2) テーピングの色は白色またはベージュとする。

2 剣道具について

(1) 不正用具とは、規則第4条に規定する剣道具以外のものをいう。なお、細則第3条第2号から第4号および同第3条の2の基準に合致しない剣道具または剣道着は不正用具としない。この場合、試合終了後に審判主任から注意を与える。

(2) アイガード及びポリカーボネート積層板装着面の使用を認める。

(3) 面ひもについて

- 縛る位置が高く頻繁に外れる場合は、3回を目安に反則を取る場合もある。

(4) 開閉会式の服装は、剣道着・袴に胴・垂をつける。

(5) 選手の剣道着・袴は、黒色・紺色または白色とする。

3 竹刀について

(1) 化学繊維竹刀の使用を認める。

(2) 竹刀計量により不合格となった竹刀は、アリーナ内に持ち込まない。

(3) 弦の色は、白・黄・紫とする。

4 つばについて

(1) 革色のもの（白色も可）を使用する。それ以外のものを使用している場合は、その場で、つばあるいは竹刀全部を取り替えさせる。ただし、竹刀は検査に合格したものでなければならない。

5 「変形な構え」について

(1) 左拳を概ね目線より上にして、面・右小手・右胴を同時に防御する形をいう。

(2) 「変形な構え等の防御姿勢」をとった場合は、1回目は「合議」の上、「指導」とし2回目以降は「合議」の上、「反則」とする。

(3) 「変形な構え等の防御姿勢」の場合でも、故意に時間を空費したり、公正を害する行為にあたる場合などは、1回目から「合議」の上、「反則」とする。

見極めの留意事項

I 左拳の位置と剣先が下がっているかどうかをよく見極める。

II 「変形な構え」で相手の打突を待つ状態が確認された場合は、後から技が出ても応じ技の途中の姿勢とは判断しない。

6 つば競り合いについて

判定に関する権限は審判員3人が同等であるが、膠着や不当なつば競り合いに関する処置は、試合の運営に関わる主審の専決事項である。したがって、副審は「止め」を宣告することができない。

◇ つば競り合いが解消したと判断するのはどのような時か。

I つば競り合いから打突の行動に移った時、または何らかの行動を起こした時がつば競り合いの解消の端緒となる。

7 負傷または事故について

◇ 負傷または事故などにより試合が継続できない場合は、次の要領で処置する。

(1) 医師が現場に到着してから治療の可否判断をするまでの時間を5分以内とする。

① 治療可能と判断した場合は、治療にかかわる時間は治療に必要な時間とする。

② 試合続行不可能と判断した場合は、試合不能者は棄権者となる。

(2) 医師の処置の状況により、審判主任の判断で相手選手の対応をする。監督からの指導は認めない。審判員についても試合者に準ずる。

(3) 負傷により試合が継続できない場合は、その原因を起こした者を負けとし、その原因が明瞭でない場合は、試合不能者を負けとする。

(4) 負傷または事故者として処理された者は、状況によりその後の試合に出場することができる。

(5) 加害者として負けとされた者は、その後の試合に出場することができない。

8 水分補給について（熱中症対策）

◇ 健康安全上の配慮として試合開始から15分（3分+12分）をめやすに給水をとらせる。試合場主任が計測し、審判主任に知らせる。選手は畳の上で面を取り、水分補給場所で給水する。（3分を目安）審判員は一度、控え場所に戻る。給水中における、監督からの選手への指導は認めない。

9 審判員について

(1) 審判旗は「横巻き」とする。

- (2) すべての宣告は大きな声で明瞭に行う。
- (3) 服装について
 - ① ネクタイピンを使用する場合は見えないように着用する。
 - ② 役員・監督・登録された外部指導者・部活動指導員の服装は審判員に準ずる。
- (4) 審判席での姿勢や態度を意識する。次の試合の審判員は、審判旗を両手に正しく持ち正しい姿勢で着席する。
- (5) 三人揃って右足から移動する。試合場からの退場は、内側の足（開始線側の足）から移動する。
- (6) 「正面に礼」「相互の礼」以外、試合場に入る時、所定の位置に移動する時に礼をしない。
- (7) 主審は、竹刀検量済みの確認、正しい蹲踞の確認後、「始め」の発声を行う。（約3秒程度）
- (8) 「始め」の宣告後、構えが成立する前に打突動作に入った場合は、ただちに主審は「止め」を宣告する。もし、打突が当たったとしても有効打突として認めない。その後、指導した上で再度「始め」を宣告する。
- (9) 合議後の反則については、内容を選手に説明後、「反則〇回」と宣告する。事由の通告は行わない。

10 確認事項について

- (1) 鏝競り合いの解消途中での姑息な行為、打突を繰り返す行為「合議」→「反則」
- (2) かち上げる、振り倒す、突き放す、相手の面部（面金を含む）に柄をぶつける、拳で殴るなど、危険な行為、見苦しい暴力的行為「合議」→「反則」
- (3) 発声を伴わない中止要請「合議」→「反則」の場合もある。

11 その他

- (1) 試合開始時や選手交替の際の余計な所作（こぶし合わせや背中タッチなど）、円陣などは行わない。
- (2) 礼法については正しく行わせる。できない場合にはやり直しさせる。
- (3) 代表者戦について
 - ① 任意の選手とは補員を含めた7名の選手から選出
 - ② 監督 → 審判主任（ここで確定）
- (4) 中止要請について
 - 主審の方を向き手を上げるとともに、声（タイム）を発して中止を要請する。
- (5) 応援は拍手のみとし、監督席や観客席から選手への声援、指示は行わない。
- (6) 試合後に監督の前に座っての指導は行わない。
- (7) 反則に対する拍手などはしない。

【試合運営に関わる事項】

- 1 試合場に入場できるのは、役員・審判員・監督・選手・補助役員・登録された外部指導者部活動指導員とする。
- 2 男女同一校・同一監督で試合が重なる場合
 - (1) 決勝戦は同時には行わない。
 - (2) 決勝戦以外は、各支部長の責任において、代理を立てることができる。
- 3 アリーナ内へは折り鶴や装飾品などは持ち込まない。
- 4 会場内へは応援旗・激励旗などは持ち込まない。
- 5 試合場付近に時計、ストップウォッチなどは持ち込まない。
- 6 審判割り振り表は大会当日に配付する。